

日本環境政策の特徴と課題

——市民参加と事業者責任——

北 川 秀 樹

A Study on Characteristics and Issues of Japan's Environmental Policy —Focusing on Public Participation and Business Responsibility—

ABSTRACT

This paper begins by introducing overview of Japan's postwar environmental policy at first, after that it proceeds to analyze present Japanese environmental policies: environmental assessment system global warming countermeasures and plastic reduction policy, focusing on public participation and business responsibility, while comparing with Mainland China, Taiwan, EU etc. This study examines characteristics and issues of Japanese current environmental policies.

Keywords

Japanese Environmental Policy, Characteristics and Issues, Public Participation, Business Responsibility.

はじめに

1945年の太平洋戦争の終結から今年で75年となる。戦後の高度経済成長により国民の所得は増し、生活水準は急速に向上した。その陰で、住民の生活や健康に配慮しない企業活動により、1950年代～60年代を中心に激甚な公害が各地で顕在化した。国の対策は1970年12月の公害国会における関連法案の成立により緒に就くが、東京都、大阪府、京都府などに出現した革新自治体により、国より一歩踏み込んだ住民目線の環境行政が展開された。また、1970年以降、四大公害を中心に住民により提起された公害裁判において、紆余曲折はあるものの、正義と公平を基調とした判決が下され救済が図られることとなった。

現代に目を転じると、産業型公害は基本的に克服されたように見えるが、アスベスト（石綿）、PM2.5のような微量汚染物質の曝露による蓄積性の疾病、閉鎖性水域に見られる富栄養化現象や廃棄物リサイクル・処理問題などの都市生活型公害、気温上昇と災害多発に見られる地球温暖化の進行、海洋マイクロプラスチックの問題など、空間、時間を超越した環境問題の脅威にさらされているのではないだろうか。

本稿では、まず、戦後日本の環境政策を概観する。次いで情報公開と市民参加の動向を紹介する。さらに市民参加と事業者の責任を中心に環境アセスメント制度、地球温暖化対策、プラスチック削減政策に焦点を絞り、中国、台湾、EUとも比較しながら、日本の環境政策を分析し、その特徴と課題を考察するものである。

1. 戦後日本の環境政策の変遷と特徴

戦後日本は、朝鮮戦争による特需を契機として急速に経済発展する。1956年には主要工業生産高が戦前の水準にまで回復した。1960年の経済白書は「もはや戦後ではない」と記した。旺盛な企業活動により狭隘な国土に無計画な工場立地が進み、利益優先の下、十分な汚染防除施設がもうけられなかったため、各地で激甚な公害が進行した。この時期イタイタイ病（1955年）、水俣病（1956年）、四日市公害（1955年）、新潟水俣病（1965年）の4大公害をはじめ公害被害が多発し、反公害の大衆運動が最も高揚した時期であった。4大公害に対する裁判に加え、大阪国際空港の騒音公害に対する裁判を加えて5大公害裁判運動が展開されたが1970年代前半にいずれも基本的に勝訴判決を獲得している。しかし、原因究明に長い歳月を要し被害者が経験した苦痛や苦悩は、計りしれないものであった。

宮本は、1950-60年代の公害は高度経済成長を遂げた政治経済社会システムそのものから発生し、深刻な被害が集中した原因としては、①生産力向上のみをめざした国家方針、②公害防止技術を伴わない生産力の急増、③公害発生を規制する制度の不備、④被害者への影響が防げない狭くて無理な立地ということなどを指摘している。これらの点に加え、政府、官僚、経済界、学者が一体となって公害を生む構造「政官財学複合体」を形成し、公害を拡大したのである（宮本 2014・110頁他）。国はようやく1967年になって公害対策基本法を制定し環境基準や公害防止計画を策定、1969年に政府の施策に関する公害白書を発行した。翌年大気汚染防止法、騒音規制法も制定している。1970年の公害国会では公害関連14法案が可決されるとともに公害対策基本法の「経済調和条項」¹⁾の改正が行われた。ようやく重い腰を上げ本格的な対策に乗り出した。

しかし、国に先駆けて率先した対策を取ったのは地方自治体であった。東京都は早くも1949年に工場公害防止条例を制定、51年には神奈川

県事業場公害防止条例が制定された。1950年から78年まで京都府知事を務めた蜷川虎三氏、1967年から79年まで東京都知事を務めた美濃部亮吉氏、1971年から79年まで大阪府知事を務めた黒田了一氏に代表されるような革新自治体首長はいずれも公害対策を積極的に推進した。例えば、蜷川氏は公害を出さない長田野工業団地を建設したほか、大企業の進出やゴルフ場などの大規模開発に対しては抑制的な姿勢で臨んだ。また、美濃部氏は環境や福祉対策に力を入れるようになる。黒田氏は「大阪にきれいな空を取り戻そう」と公害・環境対策を訴えた（岡田：25頁以下、54頁以下、88頁）。

自治体の先駆的な取組としては、上乗せ条例と横出し条例が挙げられる。前者は法律よりも厳しい基準を事業者に課すものであり、後者は法律にない地域や物質にまで規制を拡大することである。当初、これらの規定は法律先占論の中で法律違反とされた。しかし、1969年の東京都公害防止条例制定を契機に憲法92条の地方自治の本旨²⁾が強調されるようになり、憲法に抵触する法律は違憲とされるようになり学説においても認められている。次に、公害防止協定を挙げることができる。これは工場の立地を計画する地方自治体が当該事業者、住民と三者で公害防止についての協定を締結するものである。紳士協定として強制力はないが、事業者の行動を規制するものとして公害防止に大きな役割を發揮した。

これらの施策の制定、実施を可能にしたのは、戦後の地方自治制度と首長公選制の導入によるところが大きいであろう。直接住民投票で選ばれる首長は、住民の切実な要求である良好な環境や福祉を維持、保全していく責務があり、それを実現していくための施策を実施していくことが求められた。当時の自治体職員は、前述のような政策を駆使し、工場への立ち入り検査、きめ細かい指導などにより公害克服に努めた。

しかし、1973年10月に勃発した第4次中東戦争を契機に、OPEC（石油輸出国機構）が原油の供給制限と輸出価格の大幅な引き上げを行うと、国際原油価格は3カ月で約4倍に高騰し、石油消費国である先進国を中心に世界経済は大

きく混乱するオイルショックがおこった。日本経済の低迷から環境対策は経済の足を引っ張るとの観念が経済界を中心に根強く、1978年には窒素酸化物基準の緩和が行われた。また、環境アセスメントについては環境庁が1976年に法要綱案を策定し、1981年に国会に提出したものの1983年の衆議院解散で審議未了となり、廃案に追い込まれるなど環境行政の後退が続いた。

この流れはアスベスト（石綿）規制の遅れにもみられるように1990年代以降も続くこととなる。1986年にILO（国際労働機関）において石綿条約が採択され、危険性の高い青石綿 crocidolite の使用禁止を提起した。しかし、日本では管理使用の名のもとに使い続けられた。ようやく1995年になって青石綿と茶石綿 amosite の使用、製造、輸入が禁止された。最終的には2004年に白石綿 chrysotile の使用が禁止されたが、この規制の遅れにより2005年にクボタショック³⁾が起ることとなる。

現在においても、地球温暖化防止やプラスチック廃棄物規制政策において、将来世代のことを念頭に置いた持続可能な発展の志向というより、経済対策に重点を置いた中途半端ともいえる政策が続けられている。前者については、電力の安定供給の下に石炭火力発電の拡大、原子力発電の維持のほか、水素や CCS-CCU（二酸化炭素の地中貯留・利用）など技術革新に依存した政策が行われている。後者については、削減目標年度が先すぎることで、全体の2%しか占めないレジ袋のみの有料化規制に留まること、多くのプラスチックごみが焼却処理されていることなど、諸外国と比較しての不十分さが目立つ。これらについては後述する。

また、新しい人権として環境権を憲法に規定しようという動きがあった。これは「環境を破壊から守るために、よい環境を享受する権利」と解され、受忍限度論の克服を意図し、大阪弁護士会で検討されたものである。判例は私権として認めず、学会でも多数説ではなく憲法25条の生存権や13条の幸福追求権を根拠として認められるという説が有力であった。1993年の環境基本法制定の時にも規定するかどうか議論されたが盛り込まれなかった。自民党、公明党

は当初憲法改正時に環境権を盛り込むことに積極的であったが、2015年4月の衆議院憲法調査会では自民党が示した優先3項目のうち「環境権」には公明、民主両党内で環境訴訟などのリスクが高いとして慎重論が拡大した。調査会メンバーがギリシャやポルトガルを視察した際、憲法の規定に環境権を盛り込んだことが環境訴訟につながっており、経済成長が阻害されるなどの理由から公明党内に否定的な声が広がり、民主党も同調したという⁴⁾。

以上のことから、戦後日本の環境政策の特徴として以下の点を指摘できるであろう。

- ① 環境政策には経済界の意向が強く反映している
- ② 政府の環境部門より経済部門の優位
- ③ 地方自治体の積極的な政策と役割
- ④ 正義と公平を重視した裁判所判決
- ⑤ 住民による粘り強い運動（三島・沼津石油コンビナート、北九州、西淀川など）

1960年代～70年にかけて、ヘルムート・ワイトナーは「社会的圧力によって強制された環境保護施策は日本の経済構造の近代化に顕著に貢献した」と評価したように、市民が国、地方自治体の公害対策の推進に大きな役割を果たしたということができる（ワイトナー・8頁、宮本・167頁）。

2. 環境政策における情報公開と市民参加

(1) 世界の動向

空気や大気など環境状況の悪化は、直接私たちの健康や生活に影響を及ぼす。このため、環境に関する正確な情報を得て、行政機関の持つ環境情報にアクセスし政策決定に参画するとともに、権利の実現が妨げられた時は裁判所に救済を求める権利を有することがきわめて重要である。このため、1992年に開催された国際連合環境開発会議（リオサミット）において採択されたリオ宣言第10原則では、①情報アクセス権、②決定への参加権、③司法アクセス権が謳われている⁵⁾。

リオ宣言第10原則を具体化するための環境分野の市民参加条約として、1998年にオーフス条

約「環境に関する、情報へのアクセス、意思決定における市民参画、司法へのアクセス条約(The UNECE Convention on Access to Information, Public Participation in Decision-making and Access to Justice in Environmental Matters)」が採択されている。この条約は国際連合欧州経済委員会・UNECE 以外の国々にも開かれた条約であり、参加原則に関し最も具体的な内容を定めた条約として評価されているが、2019年現在批准しているのは UNECE 域内の46カ国と EU に留まっている。自国民であるかどうかにかかわらず、締約国の市民(自然人、法人、法人格のないグループ)に対する義務を定めていることが特徴である(大久保①・8頁以下)。

ラテンアメリカ・カリブ地域では、2012年のリオ+20において同地域における「環境と開発に関する」リオ宣言第10原則の適用に関する宣言」が採択され、アクセス権を十分保障するための地域文書の交渉が始まり、2018年3月にエスカズ協定「ラテンアメリカ・カリブ海地域における環境事項に係る情報、参加及び司法アクセスに関する地域協定(Regional Agreement on Access to Information, Public Participation and Justice in Environmental Matters in Latin America and the Caribbean)」が採択された。同協定は、初めての地域協定であり、同地域におけるアクセス権の完全かつ実効的な実現を保障し、関係者のキャパシティと協働を強化し、現在・将来世代のすべての人の環境権の保護に貢献することを目的としている。オーフス条約と比較して、キャパシティと協働の強化、環境分野の人権擁護者の保護を規定したことなどが特徴とされている(大久保①・14頁)。

国連環境計画・UNEP はオーフス条約加盟国以外の国での参加原則の促進をはかめることを目的に、2010年に「環境事項における情報アクセス、市民参加及び司法アクセスに係る国内立法の発展に関するガイドライン(バリガイドライン)」を採択した。本ガイドラインは、参加原則の最低基準を示し、キャパシティビルディングに関する規定を充実させて特に途上国の立法整備を狙っている⁶⁾。

上記のような国際制度整備の課題について、大久保は三点を挙げる。まず、世界環境憲章の動向である。パリ協定を契機にフランスの主導により開始されたものである。国連は2018年11月に報告書⁷⁾を提出している。この報告書では、リオ宣言以降多くの国際的な協定がアクセス権を取り入れたものの、地域ごとの展開に差があることを指摘している。実際、アジアでの展開は緩慢と言える。次に、参加原則の指標開発である。世界資源研究所(WRI)とアクセスイニシアティブという NGO が2015年に制定した環境民主主義指標(EDI: Environmental Democracy Index)⁸⁾である。75の法的指標と24の実践的な補助指標からなり、各国で比較可能となっている。ちなみに日本はアジア地域19カ国中第4位、全世界70カ国では33位とあまり高くない。情報公開法など情報へのアクセスについての制度は評価されているものの、政策決定への市民参加、裁判の利用しやすさの点で課題ありとされている。三つめは市民の参加を実質的・実効的なものとするための措置として、市民啓発、公務員・政治家・法律実務家に対する研修、環境 NGO への公的助成の拡大などを指摘する(大久保①・15頁以下)。

(2) 日本の動向

知る権利は、「国家からの自由」という伝統的な自由権とされるとともに、参政権的な役割があるとされる。これに基づき、積極的に政府情報等の公開を要求することができる権利であり、「国務請求権ないし社会権としての性格を有する」とされている(芦部・181頁)。憲法改正の際に「知る権利」を規定しようとする動きがあり、たとえば、民主党は2005年10月の「憲法提言」で「知る権利」を位置付けている。

情報公開については、国に先駆けて、1983年に神奈川県、埼玉県において条例が制定されている。リオサミット後の1993年に制定された環境基本法は、「国は、第二十五条の環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の

保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする」(27条)と規定し、環境保全活動の前提として、情報の提供が不可欠であるとの姿勢を示した。1998年には、個人情報、競争上の地位等を害するおそれのある情報は除外するものの、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」が制定された。1995年の阪神淡路大震災以降、住民のボランティア・NPO活動の重要性が認識されるようになり、参加・協働を重視する施策が導入されることとなった。

我が国の参加の法的位置づけについて、大久保は「権利を基礎としたアプローチ」(オープス条約、エスカズ協定)でなく、「ボランティアアプローチ」を基礎としており、行政が情報を収集し、市民の自主的取り組みを推進するための政策手段に力を入れているとする。その上で、まず国際的な参加原則と比較すると、具体的な許認可等の段階で参加の機会が少なく、対話型の参加規定がほとんど存在しないこと、第二に、参加が実施された場合でも行政が許認可等の可否、意見の考慮結果、その理由を公示すべき旨を定めた規定は、土地収用の事業認定を除きほとんどないこと、第三に、市民・NGOの環境活動の基盤が整備されてきたが、実際に使いやすくするための環境整備が十分でないことを挙げる(大久保②・45頁以下)。また、日本政府のSDGs推進本部が2016年に定めたSDGs実施指針では、実施原則として、①普遍性、②包摂性、③参画型、④統合性、⑤透明性と説明責任を掲げるが、目標16「平和と公正をすべての人に」に係る施策では具体的な施策が乏しく参加原則の文脈で理解していないと指摘している。さらに、2018年4月に策定された第五次環境基本計画では、重点戦略として「パートナーシップの充実・強化」が謳われている。しかし、国の役割としては、環境教育・環境学習の推進、民間活動の支援、情報の提供などを行うとともに、各主体間の対話を促進し、取組相互のネットワーク化とパートナーシップの構築を記述するにとどまっており⁹⁾日本政府は公益訴訟も含めガバナンス改善の必要性自体を政策課題として認識していないと批判している(大久保①・20頁)。首肯すべき見解である

が、筆者は1990年代の初めに比べれば住民参加のスピードは遅いが確実に進んでいると考える。むしろ様々な意見を持つ住民や団体について、どのような条件、支援措置のもとに参加や対話を促進すべきかについて十分な議論が行われていないことが問題であり、なぜ行われていないかについての検討が必要ではないかと思料する。

3. 日本の環境政策にみられる特徴

(1) 環境アセスメント手続き

環境アセスメントは1969年に米国で制定された国家環境政策法(National Environmental Policy Act)により世界で初めて制度化された。我が国では、1972年に公共事業での環境アセスメントが導入され、港湾計画、埋立て、発電所、新幹線についての制度が設けられた。しかし、前述のとおり1981年に国会に環境アセスメント法案が提出されたものの1983年の衆議院解散で審議未了となり廃案となった。環境庁は早くも1976年に法要綱案を策定していたが、経済団体と通産省が経済発展の足かせになることを理由に反対し、法の制定が1997年まで遅れた。

法案の廃案後、法律に代わり政府内部の申し合わせにより統一的なルールを設けることとなり、1984年に「環境影響評価の実施について」が閣議決定され、これにより制度化された「閣議アセス」が行政指導という形式で行われることとなった。このほか、地方公共団体においても条例・要綱の制定が進められた。

その後、1993年に制定された「環境基本法」において、環境アセスメントの推進が位置付けられたことをきっかけに、制度の見直しに向けた検討が始まり、新しい環境政策の枠組みに対応するとともに、諸外国の制度の長所を取り入れて、1997年に「環境影響評価法」が成立した。2011年には、法律の完全施行後10年の経過を受け、法律の見直しに向けた検討が行われ、計画段階環境配慮書手続(配慮書手続)や環境保全措置等の結果の報告・公表手続(報告書手続)などを盛り込んだ「環境影響評価法の一部を改正する法律」が成立し現在に至っている¹⁰⁾。

環境影響評価法による対象事業は、道路、河

表1 環境アセスメントの対象事業一覧

対象事業	第一種事業	第二種事業
	(必ず環境アセスメントを行う事業)	(環境アセスメントが必要かどうかを個別に判断する事業)
1 道路		
高速自動車国道	すべて	－
首都高速道路など	4車線以上のもの	－
一般国道	4車線以上・10km以上	4車線以上・7.5km～10km
林道	幅員6.5m以上・20km以上	幅員6.5m以上・15km～20km
2 河川		
ダム、堰	湛水面積100ha以上	湛水面積75ha～100ha
放水路、湖沼開発	土地改変面積100ha以上	土地改変面積75ha～100ha
3 鉄道		
新幹線鉄道	すべて	－
鉄道、軌道	長さ10km以上	長さ7.5km～10km
4 飛行場	滑走路長2,500m以上	滑走路長1,875m～2,500m
5 発電所		
水力発電所	出力3万kw以上	出力2.25万kw～3万kw
火力発電所	出力15万kw以上	出力11.25万kw～15万kw
地熱発電所	出力1万kw以上	出力7,500kw～1万kw
原子力発電所	すべて	－
風力発電所	出力1万kW以上	出力7,500kW～1万kw
6 廃棄物最終処分場	面積30ha以上	面積25ha～30ha
7 埋立て、干拓	面積50ha超	面積40ha～50ha
8 土地区画整理事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
9 新住宅市街地開発事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
10 工業団地造成事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
11 新都市基盤整備事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
12 流通業務団地造成事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
13 宅地の造成の事業（「宅地」には、住宅地、工場用地も含まれる）		
住宅・都市基盤整備機構	面積100ha以上	面積75ha～100ha
地域振興整備公団	面積100ha以上	面積75ha～100ha
○港湾計画	埋立・掘込み面積の合計300ha以上	
港湾計画については、港湾環境アセスメントの対象になる。		

出典：環境影響評価情報支援ネットワーク http://assess.env.go.jp/1_seido/1-1_guide/1-4.html, 2020.1.3参照。

川、鉄道、飛行場、発電所などであり、規模によって必ずアセスメントを行う第一種事業、必要かどうかを判断する第二種事業に区分されている（表1）。さらに、法の対象外事業（第二種事業で法によるアセスメントが行われないものも含む）については、地方公共団体が条例で環境アセスメントの義務付けができることと

なっている。

国の環境アセスメントについて、実際に実施されたものは534件、このうち発電所が367件と全体の7割近くを占め、2位の道路事業の86件を大きく上回っている（2019年3月末現在、表2）。

日本の環境アセスメントの課題として、従来

表2 環境影響評価法の施行状況（2019年3月31日現在）

	道路	河川	鉄道	飛行場	発電所	処分場	埋立て、干拓	面整備	合計
手続実施	86 (21)	11 (0)	18 (4)	11 (0)	367 (85)	7 (1)	20 (3)	21 (9)	534 (122)
手続中	9 (0)	2 (0)	1 (1)	1 (0)	207 (23)	1 (0)	4 (0)	1 (0)	226 (24)
評価書手続完了	66 (20)	8 (0)	15 (3)	9 (0)	122 (47)	6 (1)	14 (2)	15 (7)	249 (79)
手続中止	11 (1)	1 (0)	2 (0)	1 (0)	38 (15)	0 (0)	2 (1)	5 (2)	59 (19)
環境大臣意見・助言	73 (20)	8 (0)	16 (3)	11 (0)	360 (57)	1 (0)	6 (0)	15 (8)	489 (88)
配慮書	7 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	186 (0)	1 (0)	3 (0)	1 (0)	200 (0)
方法書	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
準備書・評価書	66 (20)	8 (0)	15 (3)	10 (0)	174 (57)	0 (0)	3 (0)	14 (8)	289 (88)
報告書	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

注1：表は第2種事業に係る件数を含む。

注2：表中の括弧内は途中から法に基づく手続に乗り換えた事業で内数。

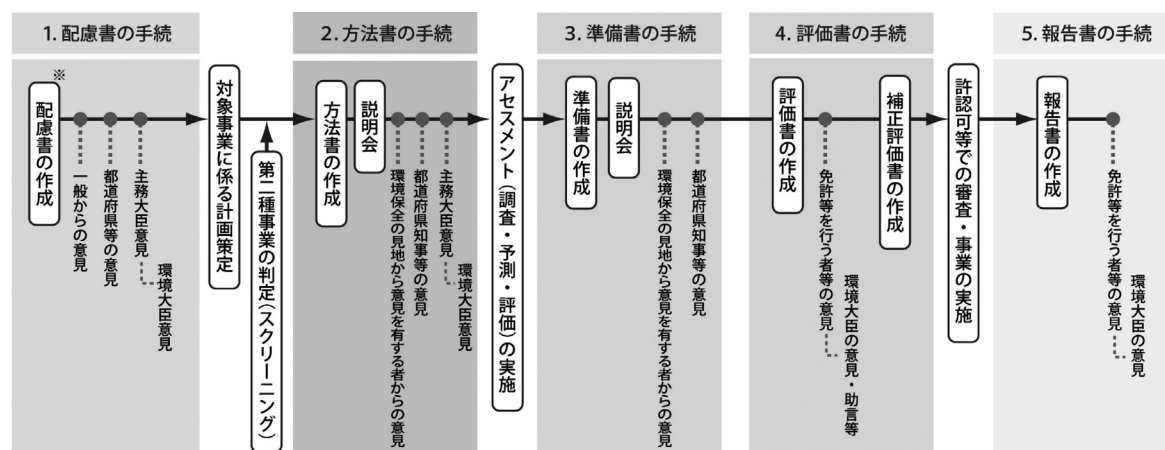
出典：環境影響評価情報支援ネットワーク http://assess.env.go.jp/2_jirei/2-4_toukei/index.html, 2020.1.3参照。

から以下の点が指摘されてきた（大塚・234頁以下、原科・120頁以下）。まず、大規模なものを対象としていることとも関係するが、法に基づきアセスメントの手続きが実施されたものが少ないことである。このため、規模の小さいものを含め広く簡易アセスを実施し、そのうち環境への影響が大きいものに対して必要なら詳細アセスを実施すべきとの主張がなされている。次に、アセスメント関係書類は内容が専門的で、膨大であるため、一般の市民がこれを見て意見を述べることは困難なことである。よりわかりやすい形式、内容での提示が必要である。第三に、歴史的、文化的環境についての評価の視点が欠けていること、第四に、代替案の考慮が義務付けられていないこと、第五に、スクリーニングの手続きに市民参加制度がないこと、第六に、第三者（専門家）の関与がないこと、第七に、公聴会を義務付けていないこと、第八に、許認可判断において評価書をどのように扱ったかの理由説明がないこと、第九に、手続きの違法性を争う制度がないこと、第十に、事業段階

のアセスメントのみで、より早い段階での戦略的環境アセスメント・SEAの導入の必要性があること、などが指摘されてきた。

これらの指摘を一部取り入れる形で、2011年4月に環境影響評価法が改正された。まず、第一種事業についての方法書の公表の前段階において「計画段階配慮書」の作成と公表が義務付けられ、より早い段階での代替案の検討がおこなわれることとなった。これについてはプログラム段階でのSEAとするものや、SEAではなく事業段階の早期での手続きであるとする意見（北村・301頁）があるが、いずれにしる評価の時期が早まったことは評価できる。このほか、方法書における説明会の開催義務、方法書、準備書の電子化併用、事業着手後の環境保全措置に係る報告書の作成・報告・公表義務が定められ、情報公開により透明性の確保がはかられた。また、景観、バードストライク、低周波被害などにより住民の反対が増えつつある風力発電所について、政令の改正により対象事業に追加されることとなった（1万KW以上が第一

図1 環境アセスメントのフロー



※配慮書の手続については、第2種事業では事業者が任意に実施する。

出典：環境影響評価情報支援ネットワーク http://assess.env.go.jp/1_seido/1-1_guide/2-1.html, 2020.1.3参照。

種事業）（北川ほか 2012・49頁）。

市民参加の視点から、我が国の環境影響評価制度をみると、配慮諸手続きで意見を提出できるほか、方法書と準備書手続きで環境保全の見地から意見を有する者が意見を提出できることとなっている。問題は制度的に整えられても意見を提出できる環境が整っているかということになる。一般的に環境アセスメント関係書類は前述のとおり内容が専門的で膨大であり、一般の市民が意見を提出するにはハードルが高い。また、事業者側にも反対意見が提出されると事業実施が遅延するため警戒心が強いのが実態である。よりよい環境アセスメントを行い、地域の発展と環境保全に資するためには双方向での情報交流が欠かせないであろう。情報交流と参加を進めるための条件について、柳は以下の5点を挙げている（柳・55頁）。

- ① 円滑な情報交流のため、提供される図書は工夫しわかりやすく読みやすくする。
- ② 情報交流には、互いの背景、経緯、必要性などの理解が深まるようにする。
- ③ 環境目標達成のため、事業者任せでなく、地域社会全体で負担、分担する姿勢が大切である。
- ④ 情報交流の活性化のため、ワークショップ、ポスターセッション、展覧会など多様な手法の活用が推奨される。
- ⑤ 情報交流を円滑にするため、アセスコミュニケーション等を活用する仕組みづくり市民参加を実質化するために、大変示唆のあ

る提案である。筆者は事業者と市民をつなぐ役割が我が国社会には欠けているように思う。特に環境 NGO や有識者が中立的立場に立って事業の中身を解説するコミュニケーターが必要であり、国や地方自治体がそのような仕組みを構築していくような取り組みが必要ではないかと考える。

筆者が研究対象としてきた中国では2002年に環境影響評価法が制定され、多くの環境アセスメントが行われている。市民参加の視点からは、環境影響評価関係書類の情報公開も近年飛躍的に進んでいる。しかし、市民意見の提出はアンケート調査が主のようで、公聴会の開催は近年報じられておらず、実際にもほとんど開催されていないようである（北川 2014・133頁）。

一方、台湾については、従来反公害、反開発運動は開発主体、行政機関による直接的な反対運動として行われてきたようである。しかし、1994年の環境影響評価法の制定以降、特に2000年代後半以降、市民の積極的な参加がみられるようになったとされる（寺尾・54頁以下）。台湾の環境影響評価の手続きフローでは、大きく二つの段階に分かれる。第一段階のアセスは簡易アセスで、事業者が環境影響評価説明書（以下「説明書」という）を作成し、環境評価委員会が環境に重大な影響を及ぼすおそれがあると審査、判断した場合に、第二段階の環境アセスの手続が行われる。第二段階のアセスを行わない場合には、事業者による公開説明会が開催されるが（法7条3項）、これは二つの意味で市

民参加ではないと考えられている。一つは、説明会は審査終了後行われるため市民の意見で審査結果を変更することができないこと、もう一つは事業者は説明会で単に審査結論を述べるだけで、将来どのような環境状況になるかを単に市民に知らせるに過ぎないためである。第二段階では、2回の市民参加が実施される。最初に行われる公開説明会（法8条2項）と事業者が評価書の初稿を作成した後に行われる公聴会であり（行政院環境保護署環境影響評価フロー図）、公衆参加の手続きは整えられていると評価できる。

（2）地球温暖化対策

昨年の国際連合の気候行動サミットでアントニオ・グテーレス事務局長が気候変動を「気候危機」と称したように、このまま温室効果ガスの排出が続けば21世紀末に工業化以前に比べて4℃以上気温が上昇し海面上昇は1mを超えるほか（IPCC 第5次評価報告書）、気候システムの平衡状態が急激に変化する転換点（tipping points）に達し、超高温の気候への遷移が強く懸念される。これを防ぐためには2050年の二酸化炭素排出実質ゼロに向けて各国が取り組む必要があり、ここ10年が大切な時期である。スウェーデンの少女・グレタ・トゥンベリさんが訴えるように将来世代を担う若者がこの科学者の警告をまともに受け止め、社会・経済システムを根本的に変革し、化石燃料を使用しない脱温暖化社会の形成が早急に望まれる。

ア．中国の対策

中国は1992年6月の環境と開発に関する国連会議に先立つ同年1月、我が国の地球環境問題についての原則的立場」（国務院環境保護委員会通過）を策定している¹¹⁾。これは、地球温暖化国際交渉での中国の立場を示すものであり、以下の内容からなる。

- ① 気候変動は中国にも重大な影響があり関心を持つ。IPCCの作業も積極的に評価する。
- ② 主要な責任は先進国であり、先進国は途上国への資金供与と技術移転の必要性がある。

③ 国際交渉への積極的な参加により、発展途上国の利益を拡大すること。

④ 条約の制限的な条項が発展途上国の利益を損なってはならないこと。先進国は適度な経済発展と合理的な一人当たりエネルギー消費の保証を前提とすること。

⑤ 二酸化炭素の削減基準については受け入れないこと。一方で、エネルギー利用効率の向上、省エネルギー、エネルギー機構の調整、代替エネルギーの開発等により二酸化炭素排出量の増加をできるだけ抑制すること。

⑥ 植樹造林による吸収源の強化。

中国は国際交渉においては、G77+中国という途上国グループに参加し、上記の立場を堅持してきた。同年4月には、「産業革命以降の先進国の活動こそ地球環境悪化の主たる原因であること」「被害を受けるのは途上国であること」「途上国に対策を要求するなら資金の準備と非商業的ベースでの対策技術を供与すること」を内容とするクアラルンプール宣言を他の途上国とともに発表している。以降、共通だが差異ある責任を標榜する中国は、1997年の京都議定書交渉でもこの立場を堅持し、数値目標の設定を拒んできた¹²⁾。

この姿勢に変化が現れだしたのは、2006年3月の第11次五カ年計画綱要の策定の頃からである。この翌年、国務院が制定した「中国気候変動対応国家方案」は、2010年の中国の気候変動対応の具体的目標、基本原則、重点領域、政策措置を明確にした。この中で、①持続可能な発展のもとでの気候変動への対応、②共通だが差異ある責任、③緩和と適応の両立、④気候変動とその他領域の政策の結合による総合改善、⑤国際社会での積極的な参加と広範な協力という5原則を掲げている。そして、2010年の目標として、第11次五カ年計画綱要を踏襲しGDP単位あたりのエネルギー消費量の20%削減、大規模水力を含む再生可能エネルギーの比率を10%に高めること、森林被覆率の20%達成などを打ち出している。この直前の1月には再生可能エネルギー法が制定されている。中国は石炭大国として大量に石炭を消費してきたが、2002年か

ら2004年にかけて石油価格が大幅に高騰したこと、京都議定書が2005年2月に発効したこと、大気汚染に対する国際社会からの批判などが背景にあり、この時期の温暖化対策の強化と再生可能エネルギーの拡大につながったとみられる。さらに2009年11月には、GDP単位あたりのCO₂排出量を2020年までに2000年比40～45%削減とし、続いて2011年3月の第12次五ヵ年規劃綱要では、GDP単位あたりのCO₂排出量を2015年までに2000年比17%削減（拘束性指標）と相次いで二酸化炭素の削減目標を打ち出した。

2016年には世界の二酸化炭素排出量の28.0%を占め、二位の米国の15.0%を大きく凌駕している。COP21を間近に控えた2015年7月に、米国のオバマ大統領と足並みをそろえ2030年をCO₂排出のピークとして、GDP単位あたりのCO₂排出量を2030年までに2005年比60～65%削減、一次消費エネルギーに占める非化石燃料の比率を約20%にまで引き上げるとの意欲的目標を設定している。昨年11月の米国トランプ大統領のパリ協定離脱通告にもかかわらずこの流れは現在まで引き継がれている。このような地球温暖化対策に対する姿勢の変換は、世界第一位の二酸化炭素排出国として国際社会から大きな圧力がかかったこと、2013年の北方地域を中心とするPM2.5の深刻な汚染により住民からも石炭などの化石燃料の消費に対する批判が高まったことが大きく影響しているものと考えられる。

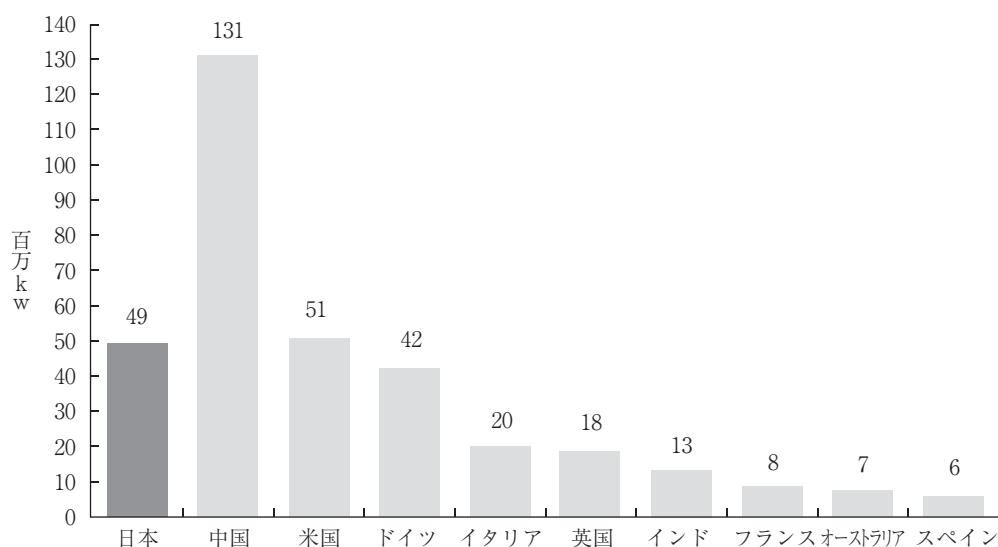
再生可能エネルギー政策の関係では、2016年12月に国家発展改革委員会国家エネルギー局が「エネルギー生産と消費革命戦略（2016-2030）」を公表し、非化石エネルギー発電の全体に占める割合を2030年に50%にするとの目標を打ち出した。全国工商連団体は、2018年3月、上記戦略を達成するためには毎年新規導入する発電設備の80%は再生可能エネルギーとする必要があることを提案している。既に中国の太陽光、風力発電の設置容量は2017年末で1億3100万kW、風力発電の設備容量は1億8840万kWと世界一を誇っており（図2、図3）、発電単価も急速に下がっている¹³⁾。

また、中国政府は新エネ車の普及と環境規制に努めている。2017年9月に工業情報化部等は「乗用車企業平均燃料消費量と新エネ車クレジット同時管理弁法（乗用車企業平均燃料消費量與新能源自動車積分併行管理弁法）」を公布し、乗用車の燃費規制と新エネ車（電気自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池車）の普及を目指している。車両購入税の免除やナンバープレートの早期発給などの優遇措置もあり、2017年は77万7千台（前年比53.8%増）と販売が伸びており、今後も増加が予想される。なかでも政府は車両購入税の免除やナンバープレートの早期発給により電気自動車の拡大に力を入れていたが、最近は補助金の減により伸びが鈍っていると報じられている¹⁴⁾。また、2020年からの電力部門での排出権取引の開始や2018年からの環境保護税の導入など、カーボンプライシングに力を注いでいる。

イ. 日本の対策

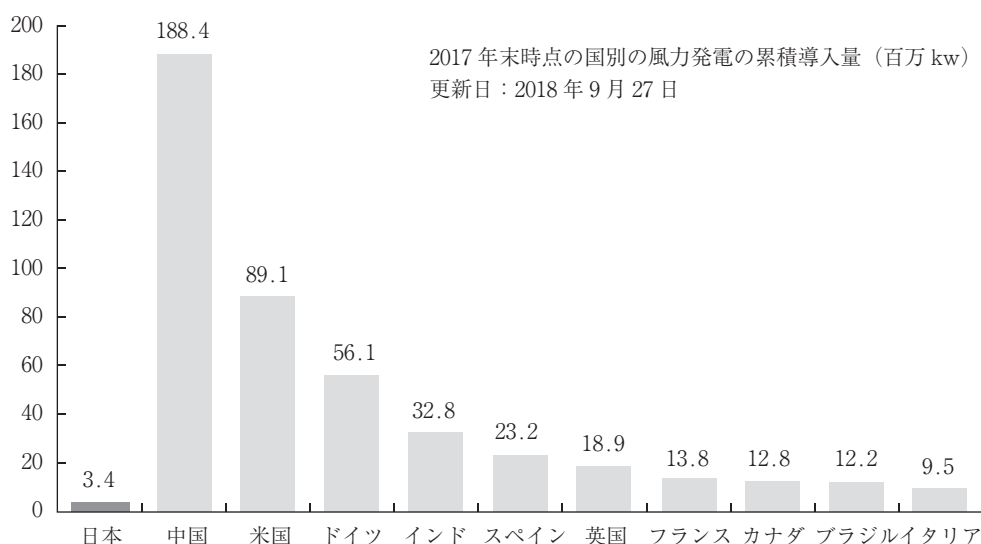
一方で、2016年現在、全世界の二酸化炭素排出量の3.5%（世界第5位）を占める日本の地球温暖化対策をみても。国際的には、米国、カナダ、オーストラリアなどとともにアンブレラ諸国の一つとして位置づけられ、化石燃料重視の政策をとってきた。昨年12月のCOP25（気候変動枠組み条約第25回締約国会議）期間中に、梶山弘志経済産業大臣は閣議後の記者会見で「石炭開発、化石燃料の発電所というのは選択肢として残しておきたい」との発言¹⁵⁾をしたように、日本はエネルギー基本計画において2030年の電源構成で石炭火力発電を26%維持するとの方針であり、世界の温暖化対策の推進に水を差してきた。1997年のCOP3（気候変動枠組み条約第3回締約国会議）を京都で開催し、京都議定書の誕生に貢献したものの、日本の温室効果ガス削減目標達成のために森林吸収減や京都メカニズムへの過度な依存、排出権取引の導入の遅れなど必ずしも積極的な対策を取ってこなかった。昨年6月11日に閣議決定された「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」においても、「イノベーションの推進」の中で革新的技術が強調されている。「省エネルギー技術/エネルギー転換」「再生可能エネルギー

図2 世界の太陽光発電導入量



出典：International Energy Photovoltaic Power Systems Programme, Snapshot of Global PV Markets 2017 (2018).

図3 世界の風力発電導入量



出典：Global Wind Energy Council, (2018) Global Wind Report 2017

ギー」「原子力」と並んで「CCS-CCU/ネガティブエミッション」¹⁶⁾「水素」技術の導入が目指されている。しかし、CCS については地中に貯留できる量に限界があるとともにコスト面と安全性、水素についてはコスト面の課題が指摘されており、技術面への期待が過ぎるのではないかと印象を拭き切れない。革新的技術開発の重要性は言うまでもないが、CO₂ の削減は待ったなしであり、2050年くらいを視野に置いた導入可能かつ将来世代への影響に配慮した、大胆で、地に足の着いた対策に注力すべきではなかろうか。例えば、炭素税の拡充¹⁷⁾、排出量取引などのカーボンプライシングの導入、

石炭火力発電の廃止と再生可能エネルギーの大幅拡大などの政策制度面の強化が望まれる。

(3) プラスチック削減政策

ア. 世界の動向と対策

プラスチック製品は、人類に便利で快適な生活を提供したが、石油を原料に作られることから環境中で分解せず、近年様々な問題が指摘されている。とりわけ、陸地で適正に処理されず海洋に流れ込む海洋マイクロプラスチックの問題は海洋生物、生態系のみならず、有害化学物質の蓄積による食物連鎖を通じた人体への影響が懸念されている。2016年のダボス会議で明ら

かにされたエレンマッカーサー基金の報告書は、このままの調子で増えると2050年に重量ベースで海洋のプラスチックが魚を超えると警告している (ELLEN MACARTHUR FOUNDATION・pp. 29)。

また、日本への影響としては中国のプラスチックごみ輸入規制が挙げられる。2018年7月に、中国国务院弁公庁は外国からのごみの輸入管理を強化する「外国ごみの越境を禁止し固体廃棄物の輸入管理を推進する制度改革实施方案 (禁止洋垃圾入境推進固体废物進口管理制度改革实施方案)」を制定し、輸入ごみによる環境汚染防止を図る姿勢を明確にした。これにより税関において、危険廃棄物、医療廃棄物、電子廃棄物、生活ごみ等の密輸行為を厳格に取り締まることとし、11月末までにプラスチックごみ、紙ごみ、生活ごみ、電子ごみ、中古衣料などの違法な密輸を重点として取り締まることにした。特にプラスチックごみを大量に中国に輸出していた欧米諸国、日本では国内での処理が追いつかず全世界で大きな問題となっており (Jambeck, J.R. et al・pp. 768-771)¹⁸⁾、プラスチック容器、ストロー不使用の動きが急速に広がっている。中国から海洋に流れ込むプラスチックの量は世界最大¹⁹⁾と推計されており、海洋生態環境保全の面からは評価できる。

世界的な動向をみると、欧州委員会が Circular Economy (CE) に向けた移行を促すため新たな Circular Economy Package (CEP) を2015年12月2日に発表している。CEPは循環経済行動計画 (コミュニケーションペーパー) および廃棄物指令改正案で構成されている。これを受け、2018年1月に、「循環経済におけるプラスチックのための欧州戦略」(欧州プラスチック戦略)が策定されている。具体的な取組についてはここでは詳述しないが、「プラスチックリサイクルの経済性と品質の向上」「廃プラスチックとプラスチックごみの削減」「循環ソリューションに向けたイノベーションと投資強化」「国際的取り組みの活用」の四つの指針の下に、多くの取組みが挙げられている。また、廃棄物指令改正案については、2018年5月22日に欧州理事会で採択され、この中では全

容器包装のリサイクル率を2025年に65%、2030年に70%、特にプラスチック容器包装廃棄物については、それぞれ50%、55%という目標が示されている。また、拡大生産者責任 (EPR) の関係では、生産者が使用済み製品の収集・分別・リサイクル処理に責任を持ち、その目的達成のため金銭的負担を負うこと、2025年までに全容器包装に対する義務的スキームを導入することが定められている (栗生木・森田、286頁以下)。さらに、使い捨てプラスチック10品目と漁具を対象に、消費削減、市場規制、製品デザイン要求、ラベル要求、EPR、分別収集対象物、意識向上の取組みを進めることとしている。欧州以外の中国、台湾、アフリカ諸国においてもレジ袋、食品容器、ストロー、カトラリーなどについて、有料化、販売禁止の動きが広がっている (環境省 ①)。

イ. 日本の対策

日本では、プラスチックは1995年の容器包装リサイクル法の制定により再商品化義務を特定事業者課されることとなったが、収集運搬、選別保管費用については市町村が負担することとなった。2006年の法改正により、レジ袋等の容器包装を多く用いる小売業者に対して国の判断基準に基づき、容器包装の使用合理化のための目標を設定した上で、具体的な取組を行うこととなり、消費者に対しては、レジ袋の有料化、辞退者に対するポイント付与、マイバッグの配布等が、小売業者に対しては、薄肉化または軽量化されたレジ袋の使用、商品の量り売りなどの措置が求められた。2013年から中央環境審議会等で行われた法の施行状況の見直し議論の中では、日本チェーンストア協会はレジ袋有料化の法制化を求めたようであるが、日本百貨店協会や日本フランチャイズ協会は反対を表明しており意見が分かれた (中野・81頁)。

上記のように、国際的にプラスチック有料化、禁止の動きが広がる中、2019年6月のG20大阪サミットを控えて、日本政府は「プラスチック資源循環戦略」(2019.5.31)を策定した。この中では「2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制すること」「2035年までに使用済みプラスチックを100%リユース、リサ

イクルすること」「2030年までに再生利用を倍増すること」を掲げ、国民各界各層との連携協働、必要な投資やイノベーションを促進することとしている。

2019年12月、環境省と経済産業省は「プラスチック製買物袋有料化実施ガイドライン」を策定し、「プラスチック資源循環戦略」に掲げられた消費者のライフスタイル変革の促進のため、2006年の容器包装リサイクル法改正に伴い制定された「小売業に属する事業を行う者の容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」を改正し、事業者による排出抑制促進の枠組みを活かしつつ、プラスチック製買物袋については「プラスチック製買物袋有料化実施ガイドライン」を策定し、その排出抑制の手段として有料化を必須とする旨を規定した。これにより、すべての小売店におけるレジ袋有料化（2020年7月実施）が実現することとなった²⁰⁾。

結局国際的な動向の影響を受け、何らかの積極策を生み出す必要性から踏み切ったものであったが、レジ袋だけの政策についても業界団体の調整がうまくいかず難航した。レジ袋はプラスチック廃棄物940万トン（2013年）全体のわずか20万トン程度の2%を占めるに過ぎない。他の容器包装廃棄物、家電、自動車などを含めたプラスチック廃棄物をどのように削減、リサイクルするかという視点が欠かせない。我が国では、サーマルリサイクル57%、マテリアルリサイクル22%、ケミカルリサイクル3%の合計82%のリサイクル率ということを公表しているが、欧州ではサーマルリサイクルは二酸化炭素排出の関係もあり、リサイクルとしてはみなされていない（環境省 ②）。

また、上記戦略については、「諸外国と比較して目標年度が先すぎるため、政府の危機感が伝わってこないのではないか」「達成手段、道筋が不明確であり、協働、イノベーションへの期待という色彩が濃い」「容器包装リサイクル法にみられるように市町村の負担が大きく、拡大生産者責任（EPR）が不徹底ではないか」などの疑問がある。

おわりに

本稿では、我が国の環境アセスメント制度、地球温暖化対策、プラスチック削減政策について、歴史的経緯、諸外国、とりわけ中国、台湾、EUとも比較しながら考察してきた。

これらから日本の政策の特徴と課題を抽出すると以下のようなことが言えるのではないかと考える。

① 経済主導

環境アセスメント制度制定の歴史、少ないアセス案件、地球温暖化、プラスチック削減戦略、容器包装リサイクル法などの各種リサイクル法の仕組みにみられるように経済団体の意向が強く反映した制度設計になっている。生産者責任は後退し、市町村の負担が重く税金で処理される傾向が強い。

② 弱い政府環境部門の権限

経済主導と関連するが、政府内では業界の意向を受けた経済産業省の影響力に比べ、業界に対する環境省の権限が弱く、環境保全と将来世代を見通し、持続可能な発展を理念とした政策が策定、実施されにくい構造となっている。より強力な官邸のリーダーシップが期待されるところである。

③ 市民への情報提供とコミュニケーター

環境アセスメント、地球温暖化などにみられるように環境状況をいかにとらえるかについては、専門的知識を持った専門家や環境 NGO の解説が欠かせない。そのためには環境 NGO、環境団体の役割は重要である。しかし、近年環境 NPO の認証件数は減少しているなど、環境問題への関心が高まった1990年代～2000年代半ばの時期と比較して、関心は低下しているとの印象を抱くのは筆者だけであろうか。市民に向け環境情報を正確に伝え、その影響を解説できるコミュニケーターの育成が欠かせないのではなかろうか。育成のための支援策が期待される。

④ 不十分な環境教育

地球温暖化対策については、2015年に採択されたパリ協定により各国が対策を進めているが、EUの積極性に比べ米国の離脱通告にみられる

ように、国際社会でも必ずしも利害が一致せず共通の認識が得られていない。しかし、前述のとおり地球温暖化の進行は予想以上で脱温暖化社会への移行は緊急かつ喫緊の課題である。筆者は、我が国において地球温暖化対策が進まないのは、市民、事業者が科学的な知見を十分理解しておらず対策の重要性を認識していないからではなかろうかと考える。このため、小中高等学校教育、大学・大学院の専門教育、生涯教育などあらゆるレベルで現在進行している事態を科学的な視点から正確に伝え、社会、経済の変革が喫緊の課題であることを教授する教育が不可欠であると思う。同時に教壇に立つ教員の知識の獲得を促進する役割が国、地方自治体などに今ほど求められている時期はないのではなかろうか。

本稿は「日台の環境政策における市民参加に関するシンポジウム」(2019年12月25日、台湾国立成功大学)における報告をもとに執筆したものである。

【参考文献】

- 芦部信喜、高橋和之補訂『憲法 第七版』岩波書店、2019年。
- 栗生木千佳・森田宜典「EU プラスチック戦略と関連の循環経済国際動向」『廃棄物資源循環学会誌』Vol 29, No 4, 288-293頁、2018年。
- 大塚直『環境法 (第3版)』有斐閣、2010年。
- 大久保規子①「総論——参加原則の国際的展開と日本の課題」環境法政策学会学会誌第22号『環境法における参加』第1章、2019年。
- 大久保規子②「環境規制と参加」大久保規子・高村ゆかり・赤渕芳宏・久保田泉編『環境規制の現代的課題 (大塚直先生還暦記念論文集)』法律文化社、2019年。
- 岡田一郎『革新自治体 熱狂と挫折に何を学ぶか』中公新書、2016年。
- 織朱實「容器包装リサイクル法見直しに向けての検討」『環境管理』15巻3号、2015年。
- 環境省①「プラスチックを取り巻く国内外の状況」2018年8月、<http://www.env.go.jp/council/03recycle/y0312-01/y031201-2x.pdf>、2019.1.8参照。
- 環境省②「マテリアルリサイクルによる天然資源消費量と環境負荷の削減に向けて～素材別リサイクル戦略マップ策定に向けた調査・検討の中間報告～」2015年3月。
- 北川秀樹・富野暉一郎・金紅実・櫻井次郎 (2012)「中国と日本の環境保全制度と市民参加に関する考察—環境影響評価制度を中心に—」『龍谷大学国際社会文化研究所紀要』14号、2012年6月。
- 北川秀樹「中国環境影響評価制度の進展と課題」『環境法研究2号』、信山社、2014年10月。
- 北川秀樹・増田啓子『新版 はじめての環境学』法律文化社、2018年。
- 環境省大臣官房環境影響評価課『環境影響評価制度のあらまし』2018年10月。
- 北村喜宣『環境法』弘文堂、2011年。
- 台湾行政院環境保護署「審査作業流程」<https://eiadoc.epa.gov.tw/eiaweb/FileStore.aspx?func=03,2020.1.11>参照。
- 寺尾忠能「台湾における環境影響評価制度の形成過程」『環境政策形成の国際比較』調査研究報告書第4章、アジア経済研究所、2011年。
- 寺西俊一「宮本経済学の理論体系と『戦後日本公害史論』の意義」『財政と公共政策』37巻2号、2015年。
- 中谷肇「容器包装リサイクル～EPR (拡大生産者責任) は財政的負担よりも物理的責任で」『東京財団論考』、2014年。
- 中野かおり「我が国のレジ袋規制に関する動向—プラスチック資源循環戦略の答申を受けて—」『立法と調査』No. 413、2019年。
- 西尾哲茂『どうする海洋プラスチック』信山社、2019年。
- 原科幸彦『環境アセスメントとは何か—対応から戦略へ—』岩波新書、2011年。
- ヘルムート・ワイトナー「資本主義国家における環境問題と国家の活動領域」『公害研究』20巻3号、1991年。
- 宮本憲一『戦後日本公害史論』岩波書店、2014年。
- 柳憲一郎「環境アセスメントにおける参加」環境法政策学会学会誌第22号『環境法における参加』第4章、2019年。
- ELLEN MACARTHUR FOUNDATION “THE NEW PLASTICS ECONOMY RETHINKING THE FUTURE OF PLASTICS”, 2016.
- Jenna R. Jambeck, et al “Plastic waste inputs from land into the ocean” SCIENCE, Vol 347, 2015.

注

- 1) 公害対策基本法1条2項の「生活環境の保全については、経済との健全な発展との調和が図られるようにする」との規定。経済発展が優先するとの誤解を与えがちであった。
- 2) 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。
- 3) 2005年6月29日、株式会社クボタは、兵庫県尼崎市の旧神崎工場周辺住民が、中皮腫に罹患していること

を公表。この後、企業、業界団体等が石綿曝露による中皮腫など石綿関連疾患が多数発生し労災認定を受けていることを相次いで公表し、石綿による中皮腫、肺がんの発生が社会問題となったことをいう（独立行政法人環境保全再生機構『石綿健康被害救済制度10年の記録』2017年10月）。

- 4) 日本経済新聞、2015年4月3日。
- 5) 環境問題は、それぞれのレベルで、関心のある全ての市民が参加することにより最も適切に扱われる。国内レベルでは、各個人が、有害物質や地域社会における活動の情報を含め、公共機関が有している環境関連情報を適切に入手し、そして、意志決定過程に参加する機会を有しなくてはならない。各国は、情報を広く行き渡らせることにより、国民の啓発と参加を促進し、かつ奨励しなくてはならない。賠償、救済を含む司法及び行政手続きへの効果的なアクセスが与えられなければならない。（https://www.env.go.jp/council/21kankyo-k/y210-02/ref_05_1.pdf, 2010.1.2参照）。
- 6) PUTTING RIO PRINCIPLE 10 INTO ACTION: An Implementation Guide for The UNEP Bali Guidelines, 2020.1.2参照。
- 7) Gaps in international environmental law and environment-related instructions; towards a global pact for the environment. Report of the Secretary-General, 2018.
- 8) <https://environmentaldemocracyindex.org/>, 2020.1.2参照。
- 9) 第五次環境基本計画、第2部第1章2。
- 10) 環境省「環境アセスメント制度のあらまし」http://assess.env.go.jp/1_seido/1-2_aramashi/index.html, 2020.1.3参照。
- 11) 策定当初は「内部資料、保管注意」の扱いとされ、公開されていなかった。
- 12) 2001年3月に筆者が主宰した研究会において、張坤民清華大学教授・元国家環境保護局副局長は中位レベルの経済規模を達成できるまで削減義務を負うことは困難であるとの報告をおこなっている。
- 13) なお、原子力発電所は、稼働中に二酸化炭素を排出しないため、福島原発事故後立地が停滞していたが現在はその拡大に力を入れており、2019年10月現在18か所 47基が運転、13基が建設中となっている（北京大学汪勁教授報告資料、2019年12月）。2018年1月から核安全法を施行するとともに、原子エネルギー法（原子能法）の制定作業を急いでいる。
- 14) 2018年の公安部統計では、全国2.4億台の乗用車のうち新エネ車は261万台、そのうちEVは211万台を占める（証券時報、2019年1月11日）。
- 15) 朝日新聞（https://digital.asahi.com/articles/ASMD410FTMD3ULBJ00J.html?iref=pc_ss_date#, 2019.12.4参照）。
- 16) 二酸化炭素の地中貯留と利用、回収技術。
- 17) 既に2012年10月に石炭石油税に上乘せる形で「地球温暖化対策のための税」が段階的に施行され、2016年4月1日に導入当初に予定されていた最終税率への引上げが完了した。現在、石油760円/kl、天然ガス780円/t、石炭670円/tが課税されているが税率は低く価格効果は期待できない。環境省 <https://www.env.go.jp/policy/tax/about.html>, 2020.1.12参照。
- 18) 中国が2018年1～3月に日本や欧米から輸入した廃プラは約4万4000トン。前年同期と比較すると、約20分の1に減った（日本経済新聞、2018年7月5日）。
- 19) 2010年の調査では、中国から海洋に流出するプラスチックごみは世界最大の132～335万トンと推計されている。
- 20) プラスチックのフィルムの厚さが50マイクロメートル以上のもの、海洋生分解性プラスチックの配合率が100%のもの、バイオマス素材の配合率が25%以上のものは例外とされた。